

事業名 _____

【当日提出】参加にあたってのチェックシート

※このチェックシートは、各種大会・講習会において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、入場者の健康状態を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報について、主催者又は主管部門、チームにおいては代表者が、厳正なる管理のもとに保管し、大会・講習会等運営関係者の健康状態の把握、会場可否の判断及び必要なご連絡のためにのみ利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き、ご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。ただし、大会会場にて感染症患者又はその疑いのある方が発見された場合は、必要な範囲で保健所等に提供することがあります。いただいた個人情報につきましては、万一当大会参加者（応援の方含む）から、大会終了後に新型コロナウイルス感染症を発症又は接触者や濃厚接触者が発生した場合の連絡にのみ使用させていただきます。

●基本情報

チーム名 委員会名	指導者・選手・応援者・その他：(○)を記入		
ふりがな	年齢	歳	
氏名	連絡先	(いつでも連絡がとれる電話番号を記入) — —	
	email (任意記入)		
自宅住所	〒		

●提出日から7日前までさかのぼって体温を記入してください。

日付 月 / 日 曜日	起床時体温		副反応
	体温	副反応	
7日前	/ ()	°C	
6日前	/ ()	°C	
5日前	/ ()	°C	
4日前	/ ()	°C	
3日前	/ ()	°C	
2日前	/ ()	°C	
1日前	/ ()	°C	
提出日	/ ()	°C	

ワクチン接種後の副反応による発熱の場合、当日の健康状態に問題がなければ参加できます。
ワクチン接種後の副反応による発熱は、副反応欄に「✓」を記入してください。

(2日間以上開催する場合は、主催者は一旦当チェックシートを参加者に返却し、参加者は右表に2日目以降の体温を記入して提出してください。)

日付	起床時体温
/ ()	°C
/ ()	°C

●以下確認事項を読み、「はい・副反応・いいえ」に「✓」を記入してください。

確認事項	はい	副反応	いいえ
現在、			
① 同居する家族等に、新型コロナウイルス感染症陽性者はいますか			
② 現在、学級(学校)閉鎖中ですか			
本日も含め、過去7日以内(※1)に、			
① 平熱を超える発熱がありましたか			
② 咳(せき)、のどの痛み等、風邪の症状がありましたか			
③ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)がありましたか			
④ 嗅覚(におい)、味覚(あじ)に異常はありましたか			
⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状はありましたか			
⑥ 新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者(自主的な判断含む)と判定されましたか			
本日も含め、過去14日以内に、			
① 同居する家族等や身近な知人に、感染が疑われる方がいましたか			
② 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がありましたか			

「はい」に「✓」があり、副反応欄に「✓」がない場合、参加を見合わせてください。

※1 施設管理者が、感染拡大防止の措置として過去14日以内と定めている場合は、「過去7日以内」を「過去14日以内」とする。

●以下の点をしっかり守ってください。(確認後、□に「✓」を記入してください)

- ・感染防止のために主催者が決めた措置・指示に従うこと。(従っていただけない場合、主催者は会場からの退場を求められます)
- ・終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者(或いは主管団体)に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

確認

(Ver. 4)

《厚生労働省ホームページより》

感染が疑われる患者の要件

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの